

資料編

薩摩川内市自治基本条例	140
薩摩川内市自治総合審議会規則	145
薩摩川内市自治総合審議会委員名簿	146
第2次薩摩川内市総合計画後期基本計画（総合戦略）策定体制	148
第2次薩摩川内市総合計画後期基本計画（総合戦略）策定経過	149
自治総合審議会諮問及び答申書	150
薩摩川内まちづくりワークショップ	154
SDGs（持続可能な開発目標）	156

薩摩川内市自治基本条例

私たちのまち薩摩川内市は、豊かで美しい自然に抱かれた1市4町4村が合併し、平成16年10月に誕生したまちです。

合併前の各市町村においては、先人たちの努力によって、これまで地域特有の自然、歴史、文化などが脈々と受け継がれてきました。

これからの私たちには、こうして育まれてきた美しい自然と古い歴史を誇りとしながら、お互いを思いやり、話し合いながら、理解し合う気持ちが大切です。その上で、子どもからお年寄りまでみんなが力を合わせて、誰もが「薩摩川内市にずっと住み続けたい」と思えるような魅力的なまちづくりに取り組んでいかなければなりません。

そのためには、市民自らが主体となってまちづくりに参画し、市民、市議会及び市がお互いを尊重しながら、それぞれの役割と責務を認識し、協働してまちづくりを進め、住民自治を実現していくことが必要です。

このような考えのもとに、日本国憲法に掲げる地方自治の本旨を踏まえ、薩摩川内市における自治の仕組みやまちづくりの基本理念を明らかにし、明るく豊かなまちを創るため、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、薩摩川内市のまちづくりの基本理念、市民の権利と責務、市議会の役割と責務、市の責務等を明らかにするとともに、情報の共有、協働と参画の仕組みなど市政に関する基本的な事項を定めることにより、住民自治による自立した地域社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住し、通勤し、若しくは通学する者又は事業者をいう。
- (2) 事業者 市内において営利、非営利等の別にかかわらず事業及び活動を行う個人、法人又は団体をいう。
- (3) 市 市長（地方公営企業の管理者の権限を行う場合を含む。）、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。
- (4) まちづくり 住みやすいまち及び個性的で活力と潤いに満ちた地域社会を実現するための公共的活動のことをいう。
- (5) 協働 市民、市議会及び市が、共通の目標に向かってそれぞれの果たすべき役割と責務を自覚し、互いの自主性を尊重しながら、協力し合うことをいう。
- (6) 参画 自らの意思と責任を持って、市が実施する施策、事業等の企画立案から実施、評価に至る過程について市民が関与することをいう。

(まちづくりの基本理念)

第3条 まちづくりは、自らの積極的な意思で市民、市議会及び市が一体となって取り組むものとし、それぞれが互いの意見及び立場を尊重し、常に対等な関係を保ち、補完し合い協力して進めていかなければならない。

(この条例の位置付け)

第4条 この条例は、薩摩川内市の自治の基本を定める最高規範であり、市民、市議会及び市は、この条例の趣旨を最大限に尊重し、まちづくりを進めていかなければならない。

2 薩摩川内市は、他の条例、規則その他規程の制定改廃又はまちづくりに関する計画の策定若しくは変更に当たっては、この条例との整合を図らなければならない。

第2章 まちづくりの主体

(市民の権利と責務)

第5条 市民は、まちづくりに参画する権利を有するものとし、参画に当たっては、まちづくりの主体であることを自覚して行動しなければならない。

2 市民は、市政に関する情報の提供を受け、自ら取得する権利を有するものとする。

3 前2項に規定する権利は、公共の福祉に反しない範囲において、行使できるものとする。

4 市民は、市民相互間の理解を深め、交流及び連携をし、より広範な公共の利益を図ることを目的とした市民活動を展開するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、地域社会の一員として、公益的な活動の意義を認識し、積極的に地域社会の発展に寄与するよう努めるものとする。

(市議会の役割と責務)

第7条 市議会は、議事機関として薩摩川内市の重要事項について意思決定する権能を発揮するとともに、市を監視する役割を果たさなければならない。

2 前項に規定する市議会の役割と責務その他議会運営に関して必要な事項は、薩摩川内市議会基本条例（平成20年薩摩川内市条例第51号）で定める。

(市長の責務)

第8条 市長は、市政の最高責任者として地方公共団体の役割を認識し、誠実かつ公正に市政の経営に取り組むとともに、職員の育成に努めなければならない。

(市の責務)

第9条 市は、執行機関として、薩摩川内市の事務をその権限と責任において執行する権能を発揮するとともに、誠実かつ公正に職務に取り組まなければならない。

2 市は、執行機関相互に協力し、連携しながら行政機能を発揮しなければならない。

(職員の責務)

第10条 職員は、全体の奉仕者であることを認識し、効率的にその職務を遂行しなければならない。

2 職員は、職務の遂行に必要な知識の修得、技術等の能力開発及び自己啓発に努めなければならない。

3 職員は、まちづくりに関する知識、技術等を必要に応じ市民に提供し、まちづくりを支援しなければならない。

4 職員は、自らも地域社会の一員であることを自覚し、積極的に市民と連携し、まちづくりに取り組まなければならない。

第3章 市民と市議会と市の情報共有

(情報の共有)

第11条 市議会及び市は、その保有する情報を市民に分かりやすく提供し、市民との情報共有に努めなければならない。

2 市は、市民の意向の把握など情報収集に努めなければならない。

3 市は、市民が迅速かつ容易に情報を得られるよう多様な伝達手段の活用その他総合的な情報提供を行うための体制整備に努めなければならない。

(情報の公開)

第12条 市は、市民参画による公正で開かれた市政を推進するために、別に条例で

定めるところにより、市政に関する情報を原則として公開しなければならない。

(個人情報保護)

第13条 市は、個人の権利及び利益が侵されることのないよう、別に条例で定めるところにより、個人情報の収集、利用、提供、管理等について必要な措置を講じなければならない。

第4章 協働と参画

(協働の推進)

第14条 市民、市議会及び市は、互いに連携を図りながら、協働してまちづくりに取り組むものとする。

2 市は、公共的課題の解決や公共的サービスの提供等について、市民がその担い手となれるよう、適切な措置を講じなければならない。

(参画の保障)

第15条 市は、市民の参画する機会が保障されるよう多様な参画制度を整備し、その意見が市政に反映されるよう努めなければならない。

(参画への配慮)

第16条 市は、施策、事業等の企画立案から実施、評価に至る過程において市民が参画しやすいよう配慮しなければならない。

第5章 公正と信頼の確保

(対話の場の設置)

第17条 市は、まちづくりの課題について市民と活発な意見交換ができるよう対話の場を設置しなければならない。

(意見等への対応)

第18条 市は、まちづくりに関する市民からの意見、要望等があったときは、誠実かつ的確に対応しなければならない。

2 市は、市民から公共の福祉を実現するための苦情が寄せられたときは、その内容や原因を調査分析し、業務の改善を行うなど適切な措置を講じなければならない。

3 市は、前2項に規定する市民の意見、要望、苦情等の内容について、必要に応じて公表するものとする。

(市民意見の公募手続)

第19条 市は、薩摩川内市の基本的な計画、構想等を策定しようとする場合には、公募により、市民の意見を求め、その意見に対する市の考え方を明らかにしなければならない。

(審議会等への参加)

第20条 市は、審議会等の委員を選任するときは、次に掲げる場合を除き、当該審議会等の委員の全部又は一部を公募により選考しなければならない。

- (1) 特に専門的な審議を行う場合
- (2) 特定の個人又は団体等に対する審議を行う場合
- (3) 行政処分に関する審議を行う場合
- (4) 前3号に掲げるもののほか正当な理由がある場合

2 審議会等の会議は、原則として公開するものとする。ただし、法令又は条例等により非公開とされているもののほか、審議事項が個人情報などに関する事項で、審議会等で非公開とした場合は、この限りでない。

第6章 コミュニティ

(コミュニティ活動)

第21条 市民は、自主的に地域が抱える課題について共に考え、対応し、地域への

誇りを深め、生きがいの創出や活力ある地域の創造に努めるものとする。

(地区コミュニティ協議会)

第22条 市民は、コミュニティ活動を実現するため、各地区のあらゆる分野の団体から構成される地区コミュニティ協議会を組織し、運営することができる。

2 地区コミュニティ協議会は、市民に開かれたものとし、自治会その他組織と連携しながら協力してまちづくりを行うものとする。

(地区コミュニティ協議会への支援)

第23条 市は、地区コミュニティ協議会の活動が活発に行われるよう必要な支援に努めるものとする。

2 市は、前項の支援を行う場合は、地区コミュニティ協議会の役割を認識し、その自主性及び自立性を尊重しなければならない。

(地区振興計画)

第24条 地区コミュニティ協議会は、自らが取り組む活動方針や、内容等を定めた地区振興計画の策定に努めるものとする。

2 市は、前項の地区振興計画の策定を必要に応じ支援するものとする。

(自治会活動への理解等)

第25条 市民は、一定の地域において、相互扶助の精神に基づいて自発的に組織された自治会のコミュニティ活動に対する理解を深め、自治会に加入し、その活動に参加するよう努めるものとする。

(自治会活動への支援)

第26条 市は、自治会の自主性及び自立性を尊重し、その活動に応じて支援することができる。

第7章 市政経営

(総合計画の策定等)

第27条 市は、総合的な市政経営の指針として長期的な展望に立った計画（以下「総合計画」という。）を、この条例の趣旨に則して、策定しなければならない。

2 総合計画は、薩摩川内市の目指すべき将来像としての基本構想及びこれに基づく基本計画で構成するものとし、基本構想の策定に当たっては、議会の議決を経るものとする。

3 市は、総合計画を策定する際は、地区振興計画を尊重するものとする。ただし、広域的な観点等から調整を必要とする場合は、この限りでない。

4 市の行う施策及び事業は、法令、条例及び規則等の規定によるもの又は緊急を要するもののほかは、すべて総合計画に則して、実施しなければならない。

5 市は、行政分野ごとの計画を策定する際は、総合計画との整合を図らなければならない。

6 市は、持続可能な財政構造の確立を図り、効率的かつ効果的な政策を展開するために、健全で自立性の高い安定した財政運営を行わなければならない。

(総合計画の実施状況)

第28条 市は、総合計画の下に策定した行政分野ごとの各種計画、指針等に基づき実施した事務事業等について、その達成度、成果及び事業の妥当性の面から評価をし、その状況を公表しなければならない。

(説明責任)

第29条 市は、施策、事業等の企画立案から実施、評価に至る過程で、その効果、費用等を市民に明らかにし、積極的に、かつ、分かりやすく説明しなければならない。

(行政手続)

第30条 市は、市民の権利利益の保護を図るため、別に条例で定めるところにより、

処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、共通する事項を定め、市政経営における公正の確保及び透明性の向上に努めなければならない。

(市民投票)

第31条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広く市民の意思を把握するための市民投票を実施することができる。

- (1) 選挙権を有する者の総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から市民投票に関する条例の制定の請求があり、当該条例が議決された場合
 - (2) 市議会の議員から議員定数の12分の1以上の者の賛成を得て市民投票に関する条例の発議があり、当該条例が議決された場合
 - (3) 市長が自ら市民投票に関する条例を発議し、当該条例が議決された場合
- 2 市民投票の実施に関し必要な事項は、その都度前項の条例で定めるものとする。

(法令の遵守)

第32条 市は、法令を遵守し、かつ、公正に運営しなければならない。

(法令の解釈と運用)

第33条 市長は、市民のニーズに対応し、薩摩川内市の課題を解決するために、この条例の趣旨に則して、自主的かつ適正に法令の解釈及び運用を行い、条例、規則等の整備に努めなければならない。

(組織)

第34条 市は、別に条例で定めるところにより社会情勢の変化に対応し、市民に分かりやすく機能的かつ効率的な組織の編成を行い、常に組織の見直しに努めなければならない。

2 市は、市民サービスの維持向上を前提として、質の高いサービスをより効率的かつ効果的に提供するよう、業務改善に努めなければならない。

(国、他の地方公共団体等との連携)

第35条 薩摩川内市は、国及び鹿児島県と対等な立場で互いに協力し、自治の発展のため、連携を図りながら行政課題の解決を図るよう努めなければならない。

2 薩摩川内市は、他の地方公共団体及び関係機関との共通課題又は広域的課題に対しては、自主性を保持しつつ互いに連携し、及び協力し合いながら解決に当たるよう努めなければならない。

第8章 審議会の設置

第36条 この条例の運用状況を常に把握し、その充実を図るため、薩摩川内市自治総合審議会（以下「審議会」という。）を設置するものとする。

2 審議会は、この条例に基づくまちづくりの諸制度が適切かつ円滑に機能しているか運用状況を調査し、市長に意見を述べることができる。

第9章 条例の見直し

第37条 市長は、審議会の意見を踏まえ、この条例の見直しの要否等について検討し、その実効性を確保するため見直す必要があると認めたときは、遅滞なく改正その他所要の措置を講じなければならない。

附 則（平成20年9月26日条例第41号）

(施行期日)

1 この条例は、平成20年10月12日から施行する。

略

附 則（平成26年3月28日条例第10号）

この条例は、公布の日から施行する。

薩摩川内市自治総合審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、薩摩川内市の附属機関に関する条例（平成16年薩摩川内市条例第38号）第3条の規定に基づき、薩摩川内市自治総合審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、委員25人以内で組織する。
2 委員は、次に掲げる者について市長が委嘱する。
(1) 市内の公共的団体の役員及び職員
(2) 学識経験者その他市長が必要と認めた者

(任期)

第3条 委員の任期は、諮問に係る答申が終了する日までとする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。
2 会長及び副会長は、委員の互選とする。
3 会長は、会務を統理し、会議の議長となる。
4 会長に事故があるときは副会長が、会長及び副会長に事故があるときは年長委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、必要と認める場合に会長が招集する。ただし、委員の任期満了に伴い新たに組織された審議会の最初に開催される会議は、市長が招集する。
2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第6条 審議会の審議事項を専門的に審議するため、必要に応じて専門部会を置くことができる。
2 専門部会に部会長を置き、必要と認める場合に部会長が招集する。

(顧問)

第7条 必要がある場合には、審議会に顧問若干人を置くことができる。

(意見陳述)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、企画政策課において処理する。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則（平成16年10月12日規則第5号）

この規則は、平成16年10月12日から施行する。

附 則（平成20年12月25日規則第51号）

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日後、最初に招集される審議会の会議は、改正後の第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則（平成26年11月1日規則第33号）

この規則は、平成26年11月22日から施行する。

薩摩川内市自治総合審議会 委員名簿

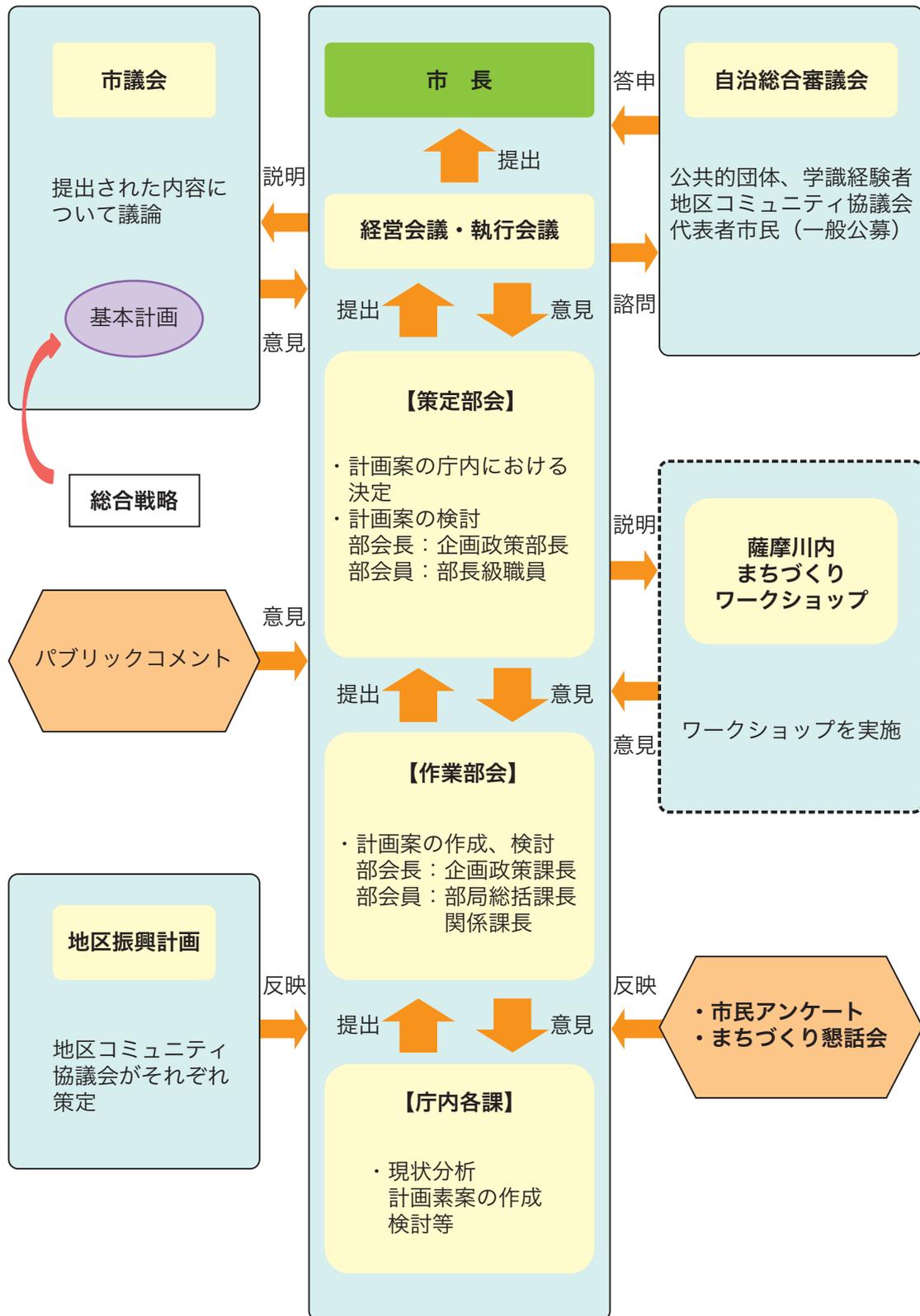
区分	団体等名称	役職	委員氏名	備考
1	川内商工会議所	副会頭	○荒木 貞夫	～R1.11.13
		専務理事	○上村 健一	R1.11.14～
2	事業協同組合薩摩川内市 企業連携協議会	代表理事	田中 博	
3	北さつま農業協同組合	代表理事常務	有馬 一吉	
4	甑島漁業協同組合	前代表理事組合長	本 一春	
5	薩摩川内市教育委員会	教育委員	三本 伴子	
6	薩摩川内市文化協会	会計	樗木 孝治	
7	特定非営利活動法人 薩摩川内市体育協会	副会長	中川 一朗	
8	鹿児島信用金庫川内支店 (川内市金融団三水会)	支店長	緒方 太一	
9	株式会社薩摩川内市観光物産協会	代表取締役社長	井龍 大	
10	社会福祉法人薩摩川内市 社会福祉協議会	会長	◎今別府 哲矢	
11	公益社団法人川内青年会議所	直前理事長	土器手 正之	
12	隈之城地区コミュニティ協議会 (薩摩川内市地区コミュニティ 協議会連絡会)	会長	赤崎 弘熙	
13	鹿島地区コミュニティ協議会 (薩摩川内市地区コミュニティ 協議会連絡会)	会長	中野 重洋	
14	鹿児島県北薩地域振興局	局長	橋口 秀仁	
15	川内公共職業安定所	所長	大堀 明人	
16	鹿児島純心女子大学	副学長	影浦 攻	
17	薩摩川内市女性チャレンジ委員会	委員	犬井 美香	
18	公募委員		井上 隆	
19			下鶴瀬 克己	
20			山崎 和英	

◎会長、○副会長

自治総合審議会における審議の様子



第2次薩摩川内市総合計画後期基本計画（総合戦略）策定体制



第2次薩摩川内市総合計画後期基本計画（総合戦略）策定経過

No.	実施時期	内 容	備 考
1	平成30年12月21日	市議会議員全員協議会	策定体制等の報告
2	平成31年2月23日	薩摩川内まちづくり ワークショップ（第1回）	
3	平成31年3月9日	薩摩川内まちづくり ワークショップ（第2回）	
4	平成31年4月19日	第1回自治総合審議会	会長及び副会長の互選、会議の公開の取扱い、総合計画、 総合戦略等の概要説明等
5	令和元年7月18日	第2回自治総合審議会	第2次総合計画前期基本計画及び第1期総合戦略の総括 (案)、SDGs等の説明・審議
6	令和元年9月9日	第3回自治総合審議会	第2次総合計画後期基本計画（素案）及び今後のスケ ジュールの説明・審議
7	令和元年10月8日	第4回自治総合審議会	第2次総合計画後期基本計画（素案）の諮問・審議
8	令和元年10月15日	市議会議員全員協議会	第2次総合計画後期基本計画（素案）・総括報告書の報告
9	令和元年10月 ～11月	後期基本計画（素案）の パブリックコメント実施	
10	令和元年10月30日	第5回自治総合審議会	第2次総合計画後期基本計画（素案）の審議
11	令和元年11月5日	第6回自治総合審議会	第2次総合計画後期基本計画（素案）の審議
12	令和元年11月9日	薩摩川内まちづくり ワークショップ（第3回）	
13	令和元年11月14日	第7回自治総合審議会	副会長の互選 第2次総合計画後期基本計画（素案）及び答申（素案） の審議
14	令和元年11月30日	薩摩川内まちづくり ワークショップ（第4回）	
15	令和元年12月	後期基本計画（素案）の 市議会説明	12月議会常任委員会（12日、13日、16日）
16	令和元年12月19日	第8回自治総合審議会	パブリックコメントの実施結果の報告 答申（案）の審議
17	令和2年1月21日	後期基本計画（素案）の答申	自治総合審議会の会長及び副会長により実施
18	令和2年1月26日	SDGs市民勉強会	
19	令和2年3月	後期基本計画の決定	

自治総合審議会諮問及び答申書

薩企政第1265号
令和元年10月8日

薩摩川内市自治総合審議会
会長 今別府 哲矢 殿

薩摩川内市長 岩切 秀雄

第2次薩摩川内市総合計画後期基本計画（素案）について（諮問）

第2次薩摩川内市総合計画後期基本計画を策定するため、別紙後期基本計画（素案）について、薩摩川内市自治基本条例及び薩摩川内市の附属機関に関する条例の規定により、貴審議会の意見を求めます。



令和2年1月21日

薩摩川内市長 岩切秀雄 殿

薩摩川内市自治総合審議会
会長 今別府 哲矢

第2次薩摩川内市総合計画後期基本計画（素案）に対する意見について （答申）

令和元年10月8日に諮問されました第2次薩摩川内市総合計画後期基本計画（素案）について、慎重に審議した結果、別紙のとおり答申します。併せて、これまでの審議の中で出された委員からの意見一覧を添付しますので、施策の参考としてくださるようお願いいたします。

なお、審議会として、総合計画の基本理念である「安全・安心」、「活力」、「共生」、「行財政」を柱とした持続可能な魅力あるまちづくりの実現へ向けて努力されることを要請します。

（別紙）

政策Ⅰ 【健康・福祉】 健やかに生き生きと暮らせるまちづくり

- ・ 健康づくりに関する施策は働く世代にも意識してほしい施策であり、継続的に取り組まれない。
- ・ 課題は多いと思うが、甌島の医療体制の確保に向けて必要な施策に今後も取り組まれない。
- ・ 事業者において育休や産休などを取りやすい環境づくりを行うことが必要であり、事業者への意識の醸成を図る施策に引き続き取り組まれない。
- ・ 人口減少対策がクローズアップされているが、子どもが増えさえすれば良いのではなく、「子どもを育てていく」、「命を守っていく」という視点が重要であり、SDGsにもつながるものであるため、より一層充実した取組とされたい。
- ・ 認知症対策の重要性が高まっており、また、本人だけでなく、家族への支援も必要である。今後も必要な施策に取り組まれない。
- ・ 障害の内容も各児童・生徒により異なるため、保護者などが相談できる体制の更なる充実に努められたい。

政策Ⅱ 【生活環境】 快適で魅力的な住み続けたいまちづくり

- ・ 自主防災組織の訓練実施率が低い状況であるため、実態に合った取組を行い、更に効果を上げていけるような取組を行うことで、地域防災力の向上に取り組まれない。

- ・ 災害時においては、高齢者や障害者も安心して避難できるように更に取り組みたい。
- ・ 地球温暖化対策については、世界的な行動が求められ、日本も厳しい目で注目されている。まずは、丁寧な周知で、市民全体の意識改革に努められたい。
- ・ プラスチックごみ問題が注目され始めており、ごみの減量につながる取組を検討されたい。
- ・ 水道整備については、市民の間で不公平感が出ないように取り組むとともに、市民が相談しやすい仕組みを整えられたい。

政策Ⅲ 【産業振興】地域の豊かな個性で活力を生み出すまちづくり

- ・ 農地の管理については適切な指導を行うとともに、耕作放棄地についても、集積を促すような施策に取り組まれたい。
- ・ 農林水産業においても新たな取組が重要である。引き続き農林水産業の振興に積極的に取り組まれたい。
- ・ 後継者がいないことによる廃業が更に進んでいくことが予想される。事業承継などの支援により、市内に事業所を残すことで、働く場の確保につなげられたい。
- ・ 人手不足が深刻であり、雇用対策が重要である。魅力的な企業を増やす施策や地元企業への就職を促進する施策に引き続き取り組まれたい。
- ・ 地域で長く事業活動を行ってきた地場産業の事業拡大、新興企業の育成などに取り組むとともに、併せて、企業誘致にも取り組まれたい。
- ・ シティセールスの推進には、受入れ体制の充実が不可欠である。情報発信や施設整備も含め、市民一体となって推進されたい。

政策Ⅳ 【社会基盤】安全性と利便性の質を高めるまちづくり

- ・ 若者や子育て世代にとって魅力のあるまちづくりや中心市街地の活性化を図られたい。
- ・ 高齢化が進展し、免許返納者の増加が想定される。そのため、高齢者の移動手段を確保する施策の重要性はますます高まっており、市民にとって利用しやすい公共交通ネットワークの整備に今後も取り組まれたい。
- ・ 災害時における通信機能の確保や災害情報へのスムーズなアクセスが重要である。「通信手段の確保」につながる取組を、引き続き推進されたい。

政策Ⅴ 【教育文化】次世代を担う人と文化を育むまちづくり

- ・ 思春期から命に関する教育の必要性が高まってきており、命の大切さといった点を重視するような取組を検討されたい。
- ・ 教育現場におけるICTの活用は重要であるが、その効果のみならず、副作用にも十分配慮した対策を取られたい。
- ・ 小中学生の不登校や問題行動に対し、今後もしっかりと対応いただくとともに、他の児童・生徒への影響も考慮した対策を講じられたい。
- ・ 地域（地区コミュニティ協議会など）と連携した学校づくりに、より一層取り組まれたい。
- ・ 子どもたちへの伝統文化の継承のために、引き続き取組を推進されたい。
- ・ 健常者と障害者を分けるのではなく、市民誰もがスポーツに参加しやすい取組

を展開されたい。

政策Ⅵ 【地域経営】 市民みんなで考え、行動するまちづくり

- ・ 若い世代の方もゴールド集落やその周辺地域に住みたくなるような施策についても検討されたい。
- ・ 自治会未加入者が一定程度存在しており、この傾向が続けば防犯対策や防災対策への影響も大きくなる。自治会の役割も含め、未加入者対策に引き続き、取り組まれたい。
- ・ 65歳以上の割合を基にゴールド集落の設定を行っているが、長寿社会となっている今、「高齢者」の考え方を更新する時期に来ていると考えるので、検討されたい。
- ・ ゴールド集落への支援は、補助金による支援からバスやごみ対策などへシフトが必要であり、地区コミュニティ協議会の意見を踏まえ検討されたい。
- ・ 各種セミナーや講座に参加してみると、女性参加者の数が圧倒的に多い。特に、働く女性の方ほど熱心である。男女ともに参加するよう、市としても積極的に取り組まれたい。
- ・ 特に転入者に対し、市政に関する情報や定住支援制度に関する情報などを、積極的に発信されたい。
- ・ 市民の声がどの程度市政に反映されているか、分かりづらいという意見を聞いたことがある。逆に、市民側は積極的に市政に関する情報を収集していく姿勢も必要だと考えている。行政には市民がより自発的になるような取組を進められたい。

全体的・横断的事項

- ・ 「専門用語を分かりやすく言い換える」、「関係団体の可能な限りの明記」など、市民から見て分かりやすい表現に努められたい。
- ・ 市民アンケートは市民の声を把握するために重要な取組であるため、今後も改善を行いながら、適切なアンケートの実施に努められたい。
- ・ 第2次総合計画後期基本計画から新たに取り入れられた「魅力」については、今後も市民に対して分かりやすく情報発信するよう努められたい。
- ・ 今後、財政的に厳しくなっていくことが予想されるため、事業展開に当たっては、選択と集中に基づき、優先順位をもって取り組まれたい。



薩摩川内まちづくりワークショップ

総合計画見直しに合わせ、また、これからのまちづくりについて、市民の声（特に10代～50代までの若い世代・現役世代の声）を聴取するため、開催しました。



「本市の魅力やこれから発展してほしいこと」についてみんなで考えました。



「持続可能で魅力的なまちづくり」についてみんなで考えました。





「今後どんなことに取り組むと良いか」についてみんなで考えました。



SDGs（持続可能な開発目標）

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



SDGs（エスディー・ジー・ズ。Sustainable Development Goals）とは、2015年9月の国連サミットにおいて全会一致で採択された2030年を期限とする「持続可能な開発目標」のことで、17の目標から構成されています。

国においては、2019年12月20日に閣議決定された「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、横断的目標として「新しい時代の流れを力にする」を掲げ、その中で「地方創生SDGsの実現などの持続可能なまちづくり」を位置付けています。

SDGsの理念については、本市総合計画で示された基本理念や将来都市像、施策の方向性と重なるものであり、総合計画を推進することで、SDGs達成に向けた取組を推進することに繋がります。

今回の第2次総合計画後期基本計画においては、施策ごとにSDGsの目標を関連付け、SDGs推進に取り組むこととしています。